

## 令和6年度寒河江市生ごみ処理機設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの排出抑制及び有効利用を促進し、ごみ減量思想の普及に資するため、市内に住居を有する者が生ごみ処理機を設置した場合に、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、生ごみを乾燥により減量し、又は高温好気性発酵により分解する電動式の生ごみ処理機を設置する事業であって、交付決定日以降に着手し、令和7年3月31日までに完了するものとする。

2 補助の対象となる生ごみ処理機の基数は、1世帯当たり1基とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、生ごみ処理機の購入に要した経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は2万円のいずれか低い額以内の額とする。

3 前項の規定により算出される額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金等交付申請書)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、令和6年度寒河江市生ごみ処理機設置事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、令和7年3月14日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 生ごみ処理機のメーカー、型式及び生ごみ処理方式が分かる書類
- (2) 購入価格が明示された書類又は見積書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助事業等実績報告書)

第5条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第14条の規定にかかわらず、完了後30日を経過する日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、令和6年度寒河江市生ごみ処理機設置事業費補助金実績報告書(様式第2号)に次に掲げる書類等を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 販売店等の領収書の写し
- (2) 生ごみ処理機設置状況写真
- (3) 補助金振込先通帳(申請者名義のもの)の表紙及び1ページ目の写し

し

2 クレジットカード決済の場合は、指定口座から引き落とされた日をもって支払完了とする。この場合において、支払いを確認できる書類として前項第2号及び第3号並びに次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) クレジットカード会社の支払明細書

(2) 通帳の写し（指定口座からの引き落としが確認できる箇所）

（帳簿等の保管）

第6条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。



寒河江市長 様

補助事業者 住 所 寒河江市  
氏 名

（※運転免許証、マイナンバーカード等本人確認身分証の提示）

令和6年度寒河江市生ごみ処理機設置事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付 指令市第 号をもって交付の通知のあった令和6年度寒河江市生ごみ処理機設置事業費補助金について、令和6年度寒河江市生ごみ処理機設置事業費補助金交付要綱第6条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

- 1 生ごみ処理機設置の成果 \_\_\_\_\_
- 2 生ごみ処理機規格 \_\_\_\_\_  
メーカー \_\_\_\_\_  
機種型式 \_\_\_\_\_
- 3 事業完了期日 \_\_\_\_\_  
令和 年 月 日
- 4 生ごみ処理機購入費決算額 \_\_\_\_\_ 円（消費税を含む）
- 5 補助金等の申請額 \_\_\_\_\_ 円
- 6 添付書類
  - (1) 販売店等の領収書の写し 別紙のとおり
  - (2) 生ごみ処理機設置状況写真 別添のとおり
  - (3) 補助金振込通帳（申請者名義）の表紙及び1ページ目の写し 別添のとおり
  - (4) その他